

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 80 号

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和 42 年岩手県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 電気事業における総最大出力は、<u>145,130</u>キロワットとし、発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 670 1086 821"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>最大出力</th></tr></thead><tbody><tr><td>胆沢第二発電所</td><td>奥州市</td><td><u>6,200</u>キロワット</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	名 称	位 置	最大出力	胆沢第二発電所	奥州市	<u>6,200</u> キロワット	[略]			<p>(経営の基本)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 電気事業における総最大出力は、<u>145,730</u>キロワットとし、発電所の名称、位置及び最大出力は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 670 2094 821"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>最大出力</th></tr></thead><tbody><tr><td>胆沢第二発電所</td><td>奥州市</td><td><u>6,800</u>キロワット</td></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p>	名 称	位 置	最大出力	胆沢第二発電所	奥州市	<u>6,800</u> キロワット	[略]		
名 称	位 置	最大出力																	
胆沢第二発電所	奥州市	<u>6,200</u> キロワット																	
[略]																			
名 称	位 置	最大出力																	
胆沢第二発電所	奥州市	<u>6,800</u> キロワット																	
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。